

変化を前提とするものとしての文化的景観

はじめに 平成16年の文化財保護法改正により文化的景観の保護制度が新設されてから5年が経過し、重要文化的景観の選定事例も数を増してきた。文化的景観の制度は、選定の段階から保存・活用の段階へと徐々に進み始めており、新たな課題が次々と立ち現れてきている。

文化的景観の問題にさらに複雑さを加えたのが、保護の対象として、農山漁村の文化的景観に加えて、都市や鉱工業に関する文化的景観も採り上げられるようになったことである。比較的緩やかに変化する農山漁村に比べ、都市域では変化が急速に進んでおり、その文化的景観は、「保護」ないし「保存」の対象というよりは「保全」の対象という方が相応しい。それだけに、現状変更の規制という方法を基礎とする既往の文化財保護の手法とは馴染みにくく感じられよう。景観がそもそも変化を前提として成り立つものであるがゆえであろう。文化的景観の保存・活用、拡大された対象としての都市域、といった現在この保護制度が直面しつつある課題群は、都市域に限らず、いずれの文化的景観も変化を前提とするものであることに起因する。この前提を、文化財の概念及び保護の方法と摺り合わせていかねば、諸課題を解決していくことは難しい。

景観研究室では、こうした問題意識を持ちつつ、平成21年度に文化的景観研究集会（第2回）を企画、開催するとともに、議論を継続的に積み重ねるべく、文化的景観に関する学術と保護の実践とを横断しながら議論を深める場としての文化的景観学研究会を立ち上げた。この2つの文化的景観に関する会合を通して、文化的景観を巡る諸問題へのアプローチを紹介したい。

文化的景観研究集会（第2回）の開催 文化的景観研究集会（第2回）は、「生きたものとしての文化的景観－変化のシステムをいかに読むか」を主題に、平成21年12月18、19日の2日間に渡り開催された。昨年度の第1回研究集会において文化的景観概念の輪郭と多様性についての議論の出発点を得たことを踏まえ、本年度は、文化的景観の価値評価を巡る問題をとり上げた。158名の参加者を得、文化的景観への関心の高さがうかがえた。

研究集会の主題については、文化的景観が直面する課

題をその根本に立ち返って考えるべく、以下のように設定した。人の生活・生業と風土とが結びついて形成されてきた文化的景観は、物理的なモノのかたちで明瞭に存在するというよりは、読解によって浮かび上がってくる領域的なまとまりというべきものである。既往の文化財概念の延長上に位置付けることが困難だと感じられる理由には、この点もあげられよう。文化的景観という文化財の範疇への理解を深めるためには、それを認識するための視点、すなわち価値評価の方法を、住民による内的な見方と住民外からの外的な見方をともに含めつつ議論していく必要がある。

文化的景観は、時間をかけて徐々に形成されたものであり、それは現在も生き、変化し続けている。変化すること自体が本質であるともいえ、ここにも文化的景観を文化財として位置付ける上での難しさが表れている。既往の文化財保護の考え方からすれば、どこまで変化を許容しうるのか、という問題の立て方をしてしまいがちである。しかし、変化しながらも自己同一性を保ち続ける、いわば生き物のごとき性格を有する文化的景観においては、その変化のシステムをこそ、あきらかにしなければならない。よって、本年度の研究集会では、価値評価の方法論として、「生きたもの」としての文化的景観における変化のシステムのとらえ方を、議論の主題とした。

金田章裕氏（人間文化研究機構）による文化的景観保護制度の成立史を踏まえて生きたものとしての文化的景観概念のアウトラインを説いた基調講演の後、第1日目のテーマを「文化的景観における変化のシステム」、第2日目を「文化的景観における有形と無形の間」とし、それぞれ複数の基調報告、事例報告がおこなわれ、最後に総合討議として活発な議論が交わされた。

1日目に報告された文化的景観における変化の現象把握としては、横張真氏（東京大学・農村計画学）による近江八幡の水郷景観における葦原の変遷が、わかりやすかつ本質をついていた。50年間の葦原の領域を追いかけると、あきらかに場所が移動していながら、面積の総和には大きな変化がないことがあきらかにされている。葦原の移動は、葦利用上の論理だけでなく、水路や水田の利用と変化が関連しているはずであり、変化のシステムは単一の景観要素のみで成立するものではないことが、

ここから示唆される。変化のシステムを、景観要素相互の関連性、と言い換えることもできるかもしれない。

小鹿田焼の里（吉田博嗣氏）、日根野荘（東原直明氏）、四万十川流域（恵谷浩子氏）の事例報告においても、それぞれの文化的景観を構成する各要素は、変化しつつも相互の関係のなかにおいてある種の安定したシステムが保たれていることが理解された。

景観を構成する要素は、有形要素に限られるものではない。そもそも生活・生業は無形要素というべきものでもあるわけで、どのような文化的景観であれ、有形・無形の要素が絡み合っているはずである。2日目は、有形と無形の関係、つまりモノとコトの関係につき、検討をおこなった。モノとコトの関係は、モノやコトそれ自体にも宿る。宮本佳明氏（大阪市立大学・建築家）、菊地曉氏（京都大学・民俗学）の報告では、それぞれモノ、コトから見た土地ないし景観の読解の方法、問題が明快に論じられた。宇治（杉本宏氏）、平戸島（植野健治氏）の文化的景観の事例では、特に無形要素の掘り起こし、あるいは無形要素自体の歴史的層性の解明が進められていることが報告された。とはいえ、モノとコトの両者が重なる場面にこそ、文化的景観のオリジナリティが存在する。井上典子氏（文化庁記念物課）からは、モノにこだわりすぎるとそもそも変化するものである文化的景観の本質を見誤ることが指摘されたが、言い換えれば、モノとコトを横断的にとらえる視点によらねば、文化的景観の価値評価はなしえない、という提言と受け取ることができる。

以上の議論からは、有形と無形に分類され、さらに個々に細分化される既往の文化財概念から、文化的景観という概念が大きくはみ出していることが自ずと理解されるが、この点を敷衍し、むしろ文化的景観を既往の文化財を包括する位置付けの概念として考え直すことができないか、という西山徳明氏（北海道大学・都市計画学）からの提言がなされた。また、宮城俊作氏（奈良女子大学・ランドスケープデザイン）からは、計画者の立場から文化的景観概念を捉える独自の視点も提示された。文化的景観の概念把握の問題がまだまだ議論の余地を残していることを痛感させられる。

保護制度としての文化的景観は、保護ないし整備活用の対象が主に有形要素となっており、ともすればモノの保存に力点を置きがちである。しかし、文化的景観は、



図68 文化的景観研究集会（第2回）講演様子

それぞれに変化を内包するモノとコトとが、相互に関連を持ちながら、まとまりを保ち続けるものである。モノとコトとのバランスを、いかに現状の保護制度によって担保していくのか。今回の研究集会の議論は、この問題点の提出に結論を集約できるのではないかと考える。文化的景観学研究会の開設 この研究集会では、農山漁村に関する文化的景観と都市域に関する文化的景観、あるいは関連諸分野間を横断して議論の場を設定することを試みた。問題群の幅広さや分野・対象の違いを超えた考え方・方法の共通性が見えてきたことに成果をみることでできたと考えるが、同時に、領域を横断することより、さらに概念や価値評価、保存・保全の手法がみえにくくなってしまった面があったことも否めない。こうした状況の打開のためには、個々の事例における制度運用の実践を積み重ねていくことが不可欠ではあるが、問題意識を共有した上で、常に概念や方法を統合し、鍛えていく議論の場の設定も必要であることを痛感させられた。

この問題意識を踏まえ、21年度末に、文化的景観学研究会の開設準備会を開催した。文化的景観の保護とは、いかなる価値を、いかに担保していくものであるのか、未だに明瞭になっているとはいえない状況であるし、その指針を示す学術的背景も未熟と言わざるを得ない。そのいっぽうで、学のみにも頼っても、保護の実践を深めることには繋がらない。そこで、学と実践とを積極的に往復し、議論をおこなう場が必要と考えるに至った。文化的景観に関連する学術の研究者、文化的景観保護の調査、計画に携わる研究者・プランナー、そして保護の実践に携わる行政担当者が、領域を横断して同じ卓について議論を重ねる場として成長していくことを期待し、新年度より研究会を定期的に開催していく予定である。（清水重敦）